

旧  
考  
余  
録

—

旧考余録序

元(げんな)和紀元大坂始平海宇(えんぶ)偃武黎庶得所然擾乱

之余諸人尚武薄文於是簿書則一歸之於計吏

譜牒則全寄之於墳廟故不從計吏則封国土壤

之肥脊(ひせき)賦粟輸租之寬猛莫能詳焉者不審墳廟

則享年寿夭之時日葬埋營築之典故亦皆昧焉

故

寬永修譜之時録家固所呈而參之以墳廟之記

録雖

貞享

【海于】天下・海内。  
【偃武】戦争をやめること。天下が泰平となること。  
元和偃武は元和元年の大坂夏の陣の後、世の中が泰平になったことをいう。江戸幕府初政を称賛するのに利用された。

「貞享・寛政之譜云々」の貞享は「貞享書上」のことで、『武徳大成記』を編集するにあたって、その準備として徳川氏と縁の深かった諸大名・幕臣・庶民から夫々に保存されている古文書・家伝・系譜の書上を命じ、貞享元年（一六八四）八月ごろまでに上呈完了したものの。

寛政之譜亦於彼墳廟之所伝則莫敢議者也然

寛政之譜は、寛政重修諸家譜

採訪之方或失闕略或発幽潜此亦人材之長短

所係今未奈之何己微臣少小好譜牒之学然

は草冠に綿

力弱才乏鈔書資而諸姓千百概皆係手録分類

排纂(はいさん)浩如淵海(おもんみる)伏惟

【排纂】編集

葵章者

大朝之掲日月而臨四方者尤眊(もっげん)然無端緒故今拳

【眊然端緒】ぼんやりして始まりはわからない。

衆説折其中此皆昔人之所不言而史家之所失

【衆説折其中】諸説折衷した。

載者又附以

清康君

贈大納言君

松千代君

仙千代君

市場君等之

墳廟而終焉計五冊顏曰旧考余録若夫封国土

壤賦粟輸租之詳則自有專守不待小臣越俎(えつそ)而

謀也文政十二年己丑夏竹尾次春謹序

【越俎】自己の本分を越えて、他人の権限を犯すこと。

## 凡例

- 一 此書八慶長元和よりこのかた、其故由のさたかなるへきくさくの今にいたるまでいふかしと思ふ考説のミいと多かれは年頃閱せし文の中に明著ともおもへる事を挙て書つゝりぬれは、旧考余録と八名つくるなり
- 一 葵御紋の御形容は、慶長・元和よりまへはしはらく論せず、その頃より用ひさせられし所、御品からにより蒔絵・織物・御器物・御武器等にいたるまで円輪の厚薄、葉形の大小、表裏の相違等ありて一定ならされ八、まして書籍に載せ、筆に写せるにいたりては

今に異なるも見ゆれば、慶長・元和より元禄・享保に  
いたるまでを見聞にまかせ繕写し、其大途をしるす  
しかはあれと、大同小異細密の模写に及はず、たゞ其  
時代図形の大概なり

一 慶長・元和の頃まで葵御紋を家紋とせられし松平の  
御門流に伝ふる所は、見聞にしたがひ、此書に載ると  
いへとも、其家々を問究(とひきわむ)るに至らされは、猶もれしも  
多かるべく、其家の記にたかへるもはかりかたし、酒井氏  
本多氏をはしめ皆その家の書上により、或は古記に  
載る所を本文のまゝを出せは、本同くして末異なる

も見えたり、愚按の及ふ所はまゝ其よしを低書すといへとも、考へ得へからさるも亦少からず

一 東照宮 台徳院殿

勅謚以前の 御法号は世にしらぬも多ければ、古記に出る(い)をしるす

一 市場姫君 松千代君 仙千代君の本末記せし書、世にまれなれば、寺院の旧記をたづねて委しくしるす

一 引書を別に出さ(い)ゝるは、各条の下に本書を記せるか故に煩はしく、両所に其名を列ねす

旧考余録総目次

第一卷

葵御紋考上

- 一 葵御紋は、初酒井左衛門尉家より棒(さ)けしといふ事
- 一 本多縫殿助家より奉りしといふ事
- 一 本多中務大輔家より奉りしといふ事
- 一 高力村老翁より奉献といふ事
- 一 本間氏記三葵の事
- 一 前の五説、献葵の事
- 一 葵御紋は島田氏の紋といふ事



一 伊奈熊蔵、家紋に葵を附し事

一 御当家、立葵を附させ給ひしといふ事

一 御当家、劍銀杏をも被（つけさせらる）為附といふ事

一 御当家、五七桐をも被為附といふ事

## 第二卷

### 葵御紋考下

一 御代々葵の御紋なる事

一 新田庄より堀出せし小刀に葵御紋有之事

一 波合記にも御紋水頭草と有之事

一 上州新田大光院殿御廟所、松木口、葵に似たる事

水頭草？  
水頭は、水辺のこと。

- 贈正二位大納言義貞卿末裔由良氏、葵の紋なる事
- 同横瀬氏、葵家紋の事
- 横瀬氏庶流の家紋、水葵の事
- 松平太郎左衛門家紋、葵の事
- 松平次郎左衛門家、太鼓藤の内葵の事
- 大給松平一統、二十五家共元葵の家紋の事
- 松平の御門族、元葵を家紋とせられし家々の事
- 花葵を家紋に被（おぼへ）用家（もち）の事
- 櫻井氏・小澤氏、元葵を附し事
- 御本宗の外丸の内三葵被（おぼへ）附家（もち）々の事

- 久松最上の家々にても葵御紋を附る事
- 慶長以後、御紋異同の凶（つげざれ）の事
  - 附、庶流方、元禄の頃被附し御紋の事
- 三鍬形御紋の事
  - 附、紀伊家并松平左京大夫家紋の事
- 輪貫被用諸家の事
- 只紋の事
- 上野国厩橋妙安寺、葵の事
- 葵は容易に不可用の事
- 岩松満次郎、葵を家紋とせさるの事

- 五七桐・二引両は清和源家通紋の事
- 家紋惣説の事
- 葵御紋家系の事

### 第三卷

#### 厭欣御旗前後考

- 文明・明応頃より被為用事
- 井田合戦の時より被為用事
- 清康君逝去後被用事
- 永禄三年五月廿二日被為用事
- 永禄六年正月十九日、同廿一日被為用事

一 永祿七年正月、一向乱、大樹寺より立しと云事

并紳書の説

一 東照宮、肥前国名護屋御下向の時も被為用事

親氏君 泰親君御塚所考

信光君 御名評

清康君御墳墓考

贈大納言廣忠卿御墳墓等考

一 御逝去忌辰異説なき事

一 大樹寺・松應寺・大林寺・法蔵寺の記、異同ある事

一 桑谷廣忠寺由緒の事

- 一 大樹寺等四箇寺御由緒略出の事
- 一 大樹寺・松應寺にて御追遠御法事、差別ある事
- 一 大樹寺に御再建御廟石不同の事
- 一 御院号を称せずして御道号を唱ふる事

傳通院御方、仮御法号

#### 第四卷

市場御方御本末考

- 一 三河国不退院にて伝ふる市場殿の事
- 一 廣忠君御継室戸田氏を市場殿と申事
- 一 市場殿は

- 東照宮御妹女なる事
- 市場御方へ御遺金進せられし事
- 市場殿御葬地の事
- 酒井修理大夫家記の事
- 松平金彌譜の事
- 市場殿は 清康君御息女といふ事
- 市場姫君は鈴木氏の女といふ事
- 市場御方逝去の時の御沙汰の事
- 荒川義虎略功并市場姫君許嫁の事
- 荒川義弘子孫并分限の事

- 一 尾張殿に仕る荒川氏の事
- 一 麾下(きか)の荒川氏は義弘か一族にあらさる事
- 一 市場殿息女被嫁松平金彌家系の事
- 一 市場殿外孫血統、酒井氏系の事
- 一 市場殿再嫁、筒井氏家譜の事

## 第五卷

- 松千代君御葬地御法号考
- 仙千代君御葬地考
- 台徳院殿御縁女考
- 東照宮仮御法号考



台徳院殿仮御法号考

十八松平古新前後差別

一 三河国十八松平の事

一 東照宮より以後今に至る迄の御子孫十八家と成らせ給へる事

一 御家門松平十八家の事

一 普通所称十八松平家の事

一 他姓に賜はりし十八松平の事

一 御当家人にて十八の員数は目出度御事

旧考余録卷之一 目次

葵御紋考上

- 一 葵御紋は、初酒井左衛門尉家より捧けしといふ事
- 一 本多縫殿助家より奉りしといふ事
- 一 本多中務大輔家より奉りしといふ事
- 一 高力村老翁より奉献といふ事
- 一 本間氏記、三葵の事
- 一 前の五説、献葵の事
- 一 葵御紋は島田氏の紋といふ事
- 一 伊奈熊蔵、家紋に葵を附し事

- 御当家、立葵を附させ給ひしといふ事
- 御当家、劍銀杏をも被為附といふ事
- 御当家、五七桐をも被為附といふ事

葵御紋考上

葵御紋の事は御家の御秘要なれと、諸書に載るところ異議紛々として分明ならず、故によく其起源を求めて記すへけれと僕管見短才、何そ事実の正しきを得ん、されはとて止へきにもあらされは、普く諸家の伝記により、其徴となるへきを挙て心の及ふにまかせ、猥に書集るのみ

葵御紋は初酒井左衛門尉家より捧けしと云事

酒井家より今の葵御紋を捧けしといふ事は、世人のつねに

いへる事なり、しかれとも、其証伝来の抛まちくにして正実を得ず、今諸録の中より其要旨を抜書す

酒井家説曰、葵の御紋は酒井左衛門尉か始祖、文明十一年己

亥七月、丸盆に葵の葉を三つ並へて信光君に奉る事あり、即

是を汝か紋にせよとて賜りたり、これより酒井家の紋に定め

おきしか、二十余年をへて、長親君の仰によりて葵の紋に似

たる丸に鳩酸草の紋を酒井家へ替賜はり、永正三年丙寅

【鳩酸草】酸草（かたばみ）  
の漢名。

八月より丸に三ツ葵をは御当家の御紋と定められしなりとそ

徳川歴代記曰、元来御紋者丸之内三巴也文明七

乙未七月安城合戦時和泉守信光君御代酒井左衛門尉氏

忠于丸盆敷葵葉三枚置熨斗勝栗毘布等奉祝門  
出信光君其日合戰得利給故以葵紋賜酒井為家  
紋 神君御時以葵定御紋給故酒井紋改鳩酸草云云  
諸家紋起抄云、酒井家の本紋は往古より丸に三ツ葵なり  
然るに 神君御所望にて三葵の紋を献せらる、そのころ  
上意に、此紋の替りに何そあらんとて、酸草を御手自賜りたり  
是よりかたばみを紋に付ける、依之葵かたはみと云

徳川由緒連綿秘記一云、其頃、織田方ノ持分ニ三州安祥  
城アリ、是ヲ攻取ラント思ヒケルカ、又案シテ不戦シテ勝者八上兵  
也ト云事アリ、謀ヲ相構へ輒(たやす)ク城ヲ取ント思ヒ、文明十一年己亥

七月十五日ノ夜ニ入テ中略去程ニ信光八兼テ用意ノ事ナレハ

軍兵ヲ揃ヘケリ、時ニ酒井五郎親清八、嫡子小五郎親忠後改氏忠

二男與四郎親重父子三人、四十余人郎等ヲ引具シテ、坂井郷

ヨリ来リケルカ、中ニモ親清八丸盆ニ水葵ノ葉三ツ、如鼎置之引

渡ト名付、熨斗・搗栗・昆布ヲ葵ノ上ニ盛りテ信光ノ御前ヘ持進

ミ、今日ノ御敵ヲ討チ勝テ喜悦トソ祝言申ケル、信光大ニ喜ヨロコブ

悦シ、軍ニ勝ハ必定ナリ、既ニ当家ノ吉瑞ナレハ唯今ノ葵ヲ以自

今以後ハ親清力家紋トセヨ、ト被仰出タリシヨリ丸ノ内ニ三ツ

葵ヲ酒井ノ家ノ紋トハシケリ

同ニ云、翌朝長親入道、両酒井ヲ御前ニ被召、昨日先陣ノ働

「丸盆ニ水葵の葉云々…」  
頁を参照。  
【水葵】アサザ

拔群ニ覺ユル也、抑汝等力持所葵ノ紋ノ旗ト云ハ、去ル文明  
十一年七月十五日ニ道閲力祖父信光ヨリ給ハリテ汝力家紋ト  
セリ、此旗ヲ先立テ敵陣ヲ破ル力故ニ、普ク是ヲ見知タリ、願ハ  
上返セヨ、我家ノ紋トシテ吉例ヲ子孫ニ伝ン、其形能似タレハ酢  
漿ヲ賜ハルヘシ、酒井ノ家ノ紋トシテ猶軍功ヲ励ムヘシ、唯今紋ヲ  
所望スルハ汝等力猛勇ヲ吾力子孫ニ靈体セント(こひねがふ)庶幾故ナリト自是  
徳川家ニ三葵ヲ紋トシ、酒井ノ家ノ酢漿紋モ此時ヨリ付ルト云リ  
關四郎左衛門カ家書云、応仁之頃、實熙上洛之時、自共  
国中小士奉送之故任三河守賜口宣中略信光家  
督後移岡崎文明十一年己亥年七月十五日夜攻安



祥此時酒井五郎親清父子三人率來四十余人而  
丸盆水葵三如鼎置之名引渡以熨斗勝栗昆布盛  
葵葉上祝言申泰親悦曰自今以後親清之可家紋  
旨依之丸之内三葵為酒井定紋此時三河三分一  
領之云云  
又云其後又奉之

三河後風土記云、信光君は兼て用意の事なれ八、軍兵を  
催集る所に、酒井五郎親清同嫡子小五郎二男与四郎親忠親重父  
子三人、郎等四十余人を引率して馳來り、丸盆の中へ水葵の葉を  
三つ鼎のことく並へ、引渡と名つけ、熨斗・搗栗・昆布を盛りて

『三河後風土記』は徳川氏創業史の一つ。四十五卷、正保年間以後の成立、著者は不明。  
内容清和源氏のはじまりから徳川家康の征夷大將軍補任までをほぼ年代別に記述している。

信光君の御前へ持出る、今日の御敵打て勝て悦ふとそ祝言を  
申上る、信光君大に喜悦し給ひ、是を汝か家の紋とせよと  
仰らる、是より丸の中に三葵を酒井家の定紋とはしたりける、後  
長親入道殿、酒井名乗不見を召出され、昨日先手の働目を驚かす  
所なり、抑汝か所持する所の葵の旗は我祖父信光より汝  
等に賜る所なり、昨日此旗をまつ先に建、敵陣を押破る勇  
気盛なり、願くはこの旗を返上せよ、自今我家の定紋と定め  
汝等か猛勇を子孫に伝ふへし、其形ちよく似たれは、汝か  
紋にはかたはみを賜はるなり、自今酒井家の定紋として  
軍功を励むへし、と仰せらる

謹按るに、酒井氏、其始渡邊党なるへし、三河国には渡邊の一類多し、其後、境井に住て染戸を業とせしより本姓をはふきける歟、多門氏の譜にも酒井多門元一姓にて渡邊とあり、いかにも今酒井氏にて三つ星を家紋とせるにて渡邊なる事しられぬ、其後親氏君入婿となり給ひしこの事は末に出すのちかたはみを本紋と定めらる(もし)若本文のことく泰親君より酒井へ葵を賜はりなは、其以前 親氏君 泰親君 信光君何を御家紋となし給へるや、いふかしき事なり、又酒井氏の伝へ世にいふ所、かく異説あれば、いつれを正と云へき、殊に其家々の記にもさたかには見えすとあれば

酸草の紋と御紋と似たれは、後風土記の説などの世に行はれしより後、人言を添けるものなるへし

本多縫殿助家より奉りしと云事

本多家譜云膳本多縫殿助正忠先祖山城州賀茂社職也依以立葵為家紋岡崎次郎三郎清康君被攻吉田城主牧野傳蔵田原御出勢之節正忠奉迎入伊奈城進御酒献御肴之節池中之水葵葉盛之次郎三郎君御覽之曰三立葵者正忠之家紋也今度之合戦正忠最初参味方而後為勝利為吉例依被為給之旨仰差上之御満悦而為御家紋云云仍

膳所本多氏 定通流で伊奈本多と呼ばれる。

池中 豊川市伊奈字丸ノ内にある「花ヶ池」。「池中之水葵葉云々」祝宴の際、水葵を肴の下に敷いた意味について、善所本多氏の家臣黒田善は「昔、祭祀にはアサザという水草やシロヨモギなどの浮草を用いた。中国の古典『春秋左氏伝』には、いやしくも明信（明らかな誠）さえあれば、どんな粗末なお供物でも、神や王にすめることができる。正忠は、『左氏伝』に習い、ありふれた水草を清康に献じ、潔白な忠誠心を表したのである」と言っている。旧考余録 一

岡崎隨念寺御自讚御画像被繪立葵之紋于今存  
右葵取之地名花池申伝此趣正忠之男助太夫忠俊  
女高力士佐守正長室撰津守忠房母言上同断也  
又本多家譜一本曰世俗曰立葵之紋本多家度々  
依武功 神君御所望御請曰無憚之由然者可葉  
計附御意有之三ッ葉之葵御附ト流布ス亦當時自賀茂  
社有葵献上又本多元賀茂之社職云云

謹按るに、公事根元に云上略昔夢の告侍りしよりけふ人々  
あふひ桂の鬢をかくるなり、賀茂・松尾の社司まへの日より  
しかるへき所々へたてまつる、欽明天皇の御宇よりこの祭は

はしまる、下鴨御祖(みおや)・上賀茂別雷(わけいかづち)二の神祭なり、この御祖の神をは玉依姫(たまより)と申、賀茂建角身命(たけつぬみのみこと)のむすめなり

和歌知事抄一云、葵かつらの事人皇三十代欽明天皇より始て卯月中の酉日行はるゝなり、中略葵二葉草もろは草(子)と云、長く

桂の枝につらね付て御簾其外器にかくる、枕草紙(子)云、葵いとおかし、祭のをり神代よりさるかさしとなりけんいとめてたし物のさまもいとおかし、此神代よりとは只ふるきといふ事なり、欽明の御宇を見るなり、常にいにしといふ事に神代といふ其昔を思ひやるなり、さて爰に葵桂をよむ作例

六帖人神イもミな桂かさして千早振加神イものミあれにあふ日なりけり

〔六帖〕古今和歌六帖のこと。平安時代前期に編纂された六巻の類題和歌集。

葵を逢日にかけていへり 中略

拾遺愚草

ちはやふるかものミつかき年をへていくよの人にあふひなる覽

又社説に云

東照宮、いまた天下御草創ましまさゝりし時、加茂明神に参らせの御事おはしける時、此あふひを乞はせ給ひしより代々めてたく捧けたてまつるといふ下略一説に 御当家

有親君 親氏君ともに浄土門に入り給ひ、三河国賀茂郡にて還俗ましゝける時、賀茂郡にて再ひ家起さん事を賀茂明神に銘き給ひ、此葵を御家紋と定めさせられしといへり然れとも此事正しき書にも見えされは、証としかたし、又加茂

「拾遺愚草」藤原定家の自撰和歌集。

次郎殿の領知讓り受させ給ひし事は本拠不分明なりといへとも、もと義綱主無実の讒死に沈み、子孫絶給へは、朝廷にもあはれませ給ひ、伯父甥の由緒により義国主に其跡を賜はりしにや、是による時は、由良・横瀬の伝来も拠あるに似たり、新後拾遺集に圓光大師賀茂の神宮堂にましゝて

我はたゝ仏にいつかあふひ草心のつるにかけぬ間そなきむかしよりかく人々のもてはやしぬるをもて見れば、葵はいとめてたく陽気吉瑞の草なれば

皇城鎮護の賀茂大神も是を愛し給へるにや

藩翰譜四上

本多縫殿助  
康俊譜

云、岡崎の次郎三郎殿、東三河の地併

〔藩翰譜〕新井白石編 十二卷、元禄十五年（一七〇二）完成。内容：万石以上の大名三百三十七家の家伝由緒の集成。慶長五年（一六〇〇）から延宝八年（一六八〇）までを平仮名交じりで記す。



せらるへきとて御馬を出されし時、忠次か祖父縫殿助正忠、最  
初に御方に組して先陣し、牧野兄弟既にうたれて吉田の城に  
むかひ給ふに、正忠、城の東門を攻破りて、つひに城を落す、こゝ  
より又、田原の城に向ひ給ふに、正忠おのか伊奈の城に迎へ  
まゐらせ、御酒奉りて賀し参らす、家に伝ふる所は此時、御肴を  
すゝむとて、池なる水葵の葉に盛て参らせしに、次郎三郎殿御  
覧ありて三葵は正忠の家紋なり、此度の戦に正忠最初の  
御方に参りて勝戦しつ、吉例なり、給はらむ、と仰ありて是より  
御家紋とはなされたり、されは岡崎瑞念寺(マ)に自讃し給ひし  
御画像に立葵の紋をゑかゝれし、今にありと申すなり、又徳川

殿の御時、高力撰津守忠房か母に、伊奈の本多か事尋仰せられしに、三河国の本多は伊奈をもて嫡流とす、されはむかしより当国にその数多き本多の人々、伊奈の本多の外に一城をも領し候ものはさむらはす、次郎三郎殿の御時に祖父にて候ものこそ葵の紋をは望ませ給ひし御事も候ひつれ、と申せしと云忠房の母は正忠の孫にて忠俊か女なりき、ある人のいひしは上野国新田庄にふるき目貫髪剃小刀の柄に葵の丸の紋あるあり、是によりて思ふに、葵の紋は初より新田の家紋にや有しといふことあり、是又一説なれはこゝに附す

御先祖記曰、永禄三年庚申 神君以御旗紋定丸

御先祖記 不明

之内、三葵給、此紋者元來本多家紋也、依之、此後本  
多紋以三本立葵為家紋

白石紳書三云 神祖の御馬印、白五幅の四方に厭離穢  
土欣求淨土と墨にて書たるなり 中略 御旗は白地に三  
葵の丸なり、一説に、御家人本多、是は城州愛宕郡賀茂の社  
務職なりしかは、葵を以て紋とす、公御もらい給ひて御紋とせ  
られしかは、本多は立葵を以て御紋にわかつ云

本多中務大輔家より奉りしと云事

渡邊幸庵話云 権現様御紋は、元はかたはみなり、葵の御紋八  
本多中務立葵の葉御貰ひ被成、かたはみのことくに被成御附

候なり、此葵を金印に仰付られ、それにて御紋の形を押申候  
常に戸田左門氏(鉄)鋳姉に御預け置也、依之予か方へ伝はり  
申とて見せ被申候、常に御附被遊御紋の恰好、是廻りの輪は  
輪にあらず、蔓葵なり、人物は古代の梨子地蒔絵の香合也  
内に金印入置き、下は絹のわた入ふくさにてありけり

高力村老翁より奉献といふ事

水野監物編集、谷中心蔵院蔵、三河御八代記云、廣忠公ノ  
御時迄八、御代々御紋八三葉ノ立葵ニテ有ケル、其証ニ八清  
康公大敵ニ向ヒ数度ノ合戦ニ危キ御働多カリケルニ依テ、御  
妹隨念尼公心元ナク思召レ、御存生ノ御姿ヲ画師ニ被仰付

三河八代記  
表紙本有 図書館黒

御写シ置レ、今ニ至岡崎隨念寺ノ什物トシテ伝ハレリ、其御紋ハ立葵ナリ、廣忠公ノ若君御成長ノ後ニ、藏人頭元康公ト申シ奉ル、御若年ノ頃、岩堀池ノ辺ニテ御鷹野ノ節、芝原ニ敷草シキ御休足ノ時、池端ノ者共、唐網ヲ打テ大ナル鮒・鯉ヲ御拳場ニ差上ケレハ、則チ御肴トシテ御酒宴アリケル時、高力村ノ老翁、蒸タル菱ヲ丸盆ニ盛テ持參シ、是モ此池ノ名物ニテ候ト申上レハ、少々被召上、其丸盆ノ下ニ葵ノ葉三ツカナワニ敷タリ是ヲ御覽セラレ、矢立ノ御筆ニテ葉三ツ御画ナサレ、御定紋ノ立葵ヨリ勝テ見事也、向後ハ是ヲ御紋ニ可被成トテ、御機嫌モ宜シク其翁ニ御酒被下、老翁力寿命ニアヤカルヘシト御戯レ、其御盃

御前被召上、夫ヨリ御当家ノ御紋、御代々葵ノ丸トソ、其ノ手筈ノ  
名人安倍通判ト云者、此御紋ヲ占、葵ハ太陽ノ氣ヲ受テ  
生スル力故ニ同氣相需<sup>(もと)</sup>メテ其花日輪ノ運行ニ双<sup>(な)</sup>ヒ向フ草ナリ  
葵ノ丸ハ見龍ノ田ニ翻テ飛龍ノ天ニ登テ天下ニ恩沢ヲ降ス  
ヘキノ象アリ、是ヲ紋トナサル、人八行末ニ天下ノ將軍ト成玉フ  
瑞ナリト占ケリ

### 本間氏記三葵の事

三河国本間氏覚書云、松平家御紋、代々立葵、清康公御代  
天文四年迄立葵也、岡崎隨念寺ニ有之清康公御影之御紋  
立葵也、家康公、岡崎御在城之節、岩堀之名物菱、毎年献

一本間氏覚書  
に有  
岡崎市史

上、岩堀に珍敷菱有て、丸く鉢に葵葉三葉敷て菱をすゑて  
差上候を御覽被成、自今以後立葵をやめ、丸之内に三葉蔓  
葵にせんと御意にて御替被遊候由、本多茂兵衛に承る

前の五説、献葵の事

凡三葵を御家紋につけさせ給ふことは、酒井両家・本多家、又  
老翁の献上せしより前なること明かなり、しかるに前に出せる  
ことく右の家々の譜并に諸書にしるせる事亦いはれなきにも  
あらず、後風土記のときあやしき書はとまれ、緒家の旧録にも  
書のせあれば、何そ偽妄といはん、按るに是は 御当家の  
御紋にて、猥に臣下へも給はらざるをしりければ、時にとりて

御勝利を祝賀し、又は吉祥の前瑞にさゝけしなるへし、豊太閤  
明智退治の時、真桑瓜をさゝけしかは明地になりし瓜を  
切りたるとよろこはれ

東照宮の大垣の柿さゝけしを歡ひ給ひしに同しく、出陣の時の  
奉賀のため、盆に三葵を並へ、其時々捧けしを殊にめてさせ  
給ひしかは、其家々の記にもとゝめ置れしを、後世に至り家の事  
尋させ給へるとき、御紋は其家伝に拠てこそ改させられしと  
推はかりて記し奉りぬれば、今に至りて其家々の人々八いよゝ  
我家の記を愛重し、他の説をいれずして、是なむ当御紋の初  
とほこりかにおもはれける歟、かく諸家より捧けつる中には真偽



前後の差別あるへし其上前にもものふるごとく捧けさりし前には何の御紋なりしと沙汰あるへきを、其事のなきにても考知すべし

葵は嶋田氏の紋と云事

御先祖記曰、葵紋者三州矢作住人嶋田蔵人某紋也

白石紳書三本多氏の下にて三葵の御紋の事を出せし其跡に云、一説に、矢作の領主嶋田

平蔵か紋なり

謹按るに、此嶋田の家絶ぬれは尋ぬるたよりなし、此二書の  
外いつれにもしるせし事見当らされは、取捨定め難し、当時  
麾下に嶋田氏十余家あれとも多くは土岐の庶流にて、三河  
本国なれば蔵人平蔵か一族なるへけれと、家紋は割菱花菱

或は三割花菱にて替紋は桔梗なり、中古上へ憚り改めし歟、又は家記にとゞめざるを末に至りいつとなく今の紋に改めけるもの歟

伊奈熊蔵家紋に葵を附し事

伊奈家譜云 前略

神君ニ八天正十四丙戌十二月廿六日 入御、廿七日駿府御巡

見之時ニ小栗大六組ニ朱ニ而画タル葵之紋幕有之、家名有御尋、大六委細無残言上、則召小屋主熊蔵而被仰出者、何故如此哉ト、熊蔵自ラ代々之家紋之由言上

神君、先年父ヲ熊蔵と改号之節、有之其先松木三位殿ヨリ賜葵紋其後汝之伯父熊之助訴状ヲ以紋之事申達既兄弟及

合戰刻、某終ニ加勢而討取、熊之助其日家督相統、其時熊  
蔵ヲ改市兵衛尉、汝親号熊蔵時代、並九曜可付之旨云渡シ又  
葵紋可附之故無之卜、時ニ熊蔵申上云、一類 御当家御奉  
公之内者右之通ニ候、今者蒙 御勘氣、一類他国仕故ニ  
如斯、時ニ

神君被仰渡者、汝八当家奉公之内者可為無用卜、熊蔵可キ  
守御意旨申上、其後何之紋可付哉卜申上

神君仰云、汝親、先年於虹塚小山勘解由ヲ討取、其軍功莫  
太也、小山之紋ニツ首巴也、則ニツ首巴可付家紋、從今日直  
參可申付之由ニテ御近習供奉 下略

謹按るに、かくのごとく嶋田・伊奈等の葵の紋付し事あれ八  
此外三河国には其頃あまたありしにや、いふかし、これは  
御当家三河国へ移らせ給ひしのち、御味方を申上し者大  
功ありし時、折にふれて賜はりしもありけん歟、又其紋葵を  
附るといへとも、本多氏より申うけて其のち圓鼎にあらため  
しや、しかる時は此二家のミとも定むへからす

御当家立葵を附させ給ひしと云事

三河国岡崎隨念寺記云、清康君御幼年より出陣を好ませ  
勇武さかんにていつも先陣を心かけ、味方を離れ戦ひ給へは  
隨念尼公、殊に案しさせ給ひ、何時討死し給はんも計り難し、と

御生前に請せられ、御画像を求め置せらる下略此御像に立  
葵の御紋附てあり、諸人の拝し奉る所なり、本多縫殿助譜にも  
此事を書出前に  
委し

久方定明見聞録に、或書曰、岡崎城下隨念寺に清康君の御  
画像今に存す、御俗躰にて肩衣袴着の躰なり、御紋は立  
葵なりと云

謹按るに、此二説による時は立葵をも附させられしと見え  
けれど、さにあるへからず、是は御在世の内に御形見を残させ  
給はんために画かせ給へは、輪内の三葵は新田家御代々秘  
させ給へる所なれば、猥に付給はず、ことに其ころは御領知も

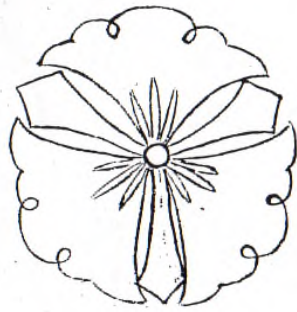
額田一郡さへいかゝと見えける上、御門族の中には今川・織田等に心を通しぬるも多ければ、君自讃の名を得られんも口をしく、他の聞えをも憚らせられ、幸ひに本多の一族多ければ、彼輩の眉目にも備へられ、又形見をとゝめ、匹夫に等しき死狂ひせしなとゝ、世の言伝へあらんもいかゝなど思し召させられ、御秘紋をもしるさせられさりけむ歟、凡此御影の事世に広く聞えければ 御当家もと立葵付させられ殊に賀茂朝臣と名乗らせ給ひし事ありとて、賀茂氏に混し本多の一族にておはせしなと謬りいふ者ありまとへるの甚しきと云へし

御当家劍銀杏をも被為附と云事

三河国岡崎能見郷の松應寺は瑞雲院 贈大納言 廣忠卿 殿の

御廟所なり、此御廟所は

東照宮の御造営なり、此玉垣其外ともに劍銀杏の御紋を  
附させらる



謹按るに、御当家に此御紋用させられし事諸書にいまた  
見えす、然るに慶長中御造営の御玉垣其外に附させらるゝ

事其故よしあるへき歟、銀杏に異朝の訓あれば、四夷を悉く  
征せられ、各御旗下に候せしむるの御祝兆にて、銀杏を愛し  
給へは、尊霊を御崇信のあまり附させられしにや、又八此玉  
垣造らせられし時の奉行、水桶等を献備せしに自紋を  
附て奉りしを、その後御修復の節、そのまゝにつくるはせ給へ八  
おのつから御紋なりとおもへるにや、いつれにも此御場所の外  
にていまた見聞なき所なり、今三縁山

安国殿の神木として銀杏の大木あまたある事八、元和二年  
神さり給ひし時、始て宮作りの折から御遺愛を思召れ、仰付  
られしといへり、又葵の御紋は種々の説あれば、劍銀杏は



御家の御替紋にて代々遠く附させらるゝか故に、松應寺の御廟前に付させられ、又此所にも植させ給へるにや

御当家五七桐をも被為附と云事

三河国岩津妙心寺は 崇岳院殿信光入道の開基、長澤の祖備中

守親則の菩提所と定め、母堂 真常院御方も同葬なり、然るに当寺尊牌に五七の桐を附させらる、右尊牌古彫にして慶長以後の物とはミへす、然らば其頃は桐をも御紋とせられしにや

謹按るに 真常院御方は当国の守護代一色刑部大輔宗義の女なり、 信光君新田世良田の裔にておはせしかと、当国に移らせ給ひては、国士いまた其勇名を知る者もすくな

かりしに、守護代の聳とならせられし上、元より武勇文名諸人に勝れさせたまへは、つひに国中大小の士、門下に寄れるに及ひければ、信光君を御家苗の中興とは申ける、然るを是全く一色氏の故なりなと思召れて、桐の紋を用ひさせ給ひしにや、此御時より御威光自然と備り給ひける事八三河記数本其外の書に見えたり、又桐は元より源家相伝の御紋なれば、此頃までは葵と桐と附させられしかは、一色氏の紋とわかち兼る者も有るへしと、此後葵はかりを御紋に定め置せられ、御子孫へ御譲りありしにや、今太郎左衛門の家に桐を以て替紋とし、又十八松平の中にも数多桐を定紋替紋に

附らるゝによる時は、此桐の御紋と葵と二つを並へ用させ  
給ひし事もありけむ歟